

浄化槽の設置にかかる費用の一部を補助します

公共下水道事業計画区域および農業集落排水事業認可区域以外の地域で、し尿や生活雑排水をきれいにする浄化槽を設置された方に、その費用の一部を補助しています。

●**補助対象となる浄化槽** し尿と雑排水を併せて処理する機能を有するもので、法律で規定された構造基準に適合し、次の全ての要件を満たす浄化槽

- ①南丹市に住所を有する方が、専用住宅および併用住宅(延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物)に設置するもので、処理対象人員(人槽)が10人槽以下の浄化槽を設置した場合
- ②BOD(生物化学的酸素要求量)除去率が90%以上、放流水のBODが20mg/l以下のもので、浄化槽設置整備事業国庫補助指針に適合する浄化槽を設置した場合

●**補助対象とならない場合**

- ①浄化槽法に基づく設置の届出の審査または建築基準法に基づく確認を受けずに設置した場合
- ②住宅などを借りている方で、賃貸人の承諾が得られない場合
- ③工場、事業所などの事業活動を行うところに浄化槽を設置した場合
- ④販売目的で浄化槽付き住宅などを建築した場合
- ⑤予定した年度内に工事が完了しない場合
- ⑥補助対象事業の予算枠を超えて申し込みがあった場合

●**補助金の額**

処理区分	地域	5人槽	6～7人槽	8～10人槽
通常処理	園部町、日吉町	332,000円	414,000円	548,000円
	美山町	352,000円	441,000円	588,000円
高度処理	園部町、日吉町	444,000円	486,000円	576,000円
	美山町	471,000円	519,000円	615,000円

※高度処理型浄化槽とは、次のいずれかの要件を満たすもので、浄化槽設置整備事業国庫補助指針に適合するもの。

- ・ BODのみを除去するものにあつては、BOD除去率97%以上で、放流水BOD5mg/l(日間平均値)以下の機能を有するもの。
- ・ 窒素またはリンを除去する能力を有するものにあつては、BOD除去率90%以上、放流水BOD20mg/l(日間平均値)以下で、放流水の全窒素20mg/l(日間平均値)以下または全リンが1mg/l(日間平均値)以下のもの。

●**補助対象地域**

地域	地区名	備考
園部	法京	全域
日吉	木住、生畑、中世木	全域
	畑郷、四ツ谷、志和賀	一部
美山	南、河内谷、下、知見、江和、田歌、芦生、白石、佐々里、又林、下平屋、野添、長尾、深見、荒倉、内久保、原、板橋、宮脇、下吉田、上司、高野、盛郷、福居、肱谷、向山、檉原、音海、小淵	全域
	鶴ヶ岡、三埜	一部

※公共下水道事業計画区域および農業集落排水事業認可区域であっても、地形的または技術的に下水道施設への接続が不可能な場合は、例外的に補助金を交付する場合があります。

※詳細はお問い合わせください。

☎下水道課

☎(0771)68-0054